

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

伊勢原市長

市町村名 (市町村コード)	伊勢原市 (14214)
地域名 (地域内農業集落名)	伊勢原地区 (東大竹、板戸、片町、田中、伊勢原、池端、七区点在地、馬渡、大句)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年10月31日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ①令和2年7月の人・農地プランアンケート調査結果によると、伊勢原地区の約3割が農地の扱いに困っており、かつ、約8割超が農業後継者がいない・未確定という状態であることから、今後、農業衰退化及び遊休農地の増加が加速してしまう傾向にある。
- ②令和6年の農地の経営意向調査によると、71才以上の地域内の農業を担う者のうち、後継者不在とする農地面積の合計は2.52haあり、新たな農地の受け手の確保が必要。
- ③経営意向調査や農地銀行制度等により把握する、農業者のあっせんが必要になる農地は地域内に0.92haあり、地域内の担い手等との調整が必要。
- ④農業後継者がいない地域がある。また、農業者の出入りが多い地域である。
- ⑤農道が狭く、使いづらい農地が多く、新たな担い手を呼び込みにくい要因にもなっている。
- ⑥水稻をやるための水が足りておらず、本来の収量が取れない状況なので、十分な水が確保出来るように暗渠や水路の整備が必要。
- ⑦個人の経営では、収益をあげていくことが困難である。
- ⑧住宅地に近く、特に農薬散布を行う際に留意が必要。

【地域の基礎的データ】

- ①主要な農産物: 水稻、露地野菜、酪農
- ②農業者: 認定農業者10人

(2) 地域における農業の将来の在り方

本市は、古くから「フルーツの里」として親しまれており、当該地区は、梨やブドウ、柿が多く生産・販売されている。また、この地区は、小田急小田原線の伊勢原駅が所在しており、鉄道、路線バス等の公共交通機関の要であることはもとより、商業施設や市役所本庁舎等を含めた行政センター施設、共同住宅や戸建て住宅などが密集する本市の中心地域であることから、区域内農地の多くが市街化区域と接しており、住宅地や商業地など地域と共生した農業経営が求められる。

しかし反面では、在住者のほか、在勤・在学・観光・交流などの関係人口は最も多く、より消費者との距離も近いなどの利点があるため、JAが設置・運営している農産物直売所の積極的な活用などを含め、市内の代表的な都市農業地域として農地利用を展開していく。

- ①地域の農業を担う者への農地の集積・集約化を推進するとともに、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進する。
- ②有機農業の段階的な導入を検討する。
- ③新規の担い手が参入しやすいように、農地バンク等の情報に、使用可能な農業施設や接道の有無などの付加価値のある情報を加えるとともに、ある程度まとまった農地の情報を提供できるよう情報の集約化に向けた取組を進める。
- ④廃農する農家と担い手や新規就農希望者等とのマッチングによる経営委譲(農地、機械、販路、技術など)の取組を検討する。
- ⑤多様な経営体の確保として、半農半Xや定年帰農者等が農業参入しやすい仕組み作りを検討する。
- ⑥基盤整備については、必要となる地域を検討し、地元自治会を通して要望をあげ、段階的に取り組んでいく。
- ⑦県補助制度等を活用し、スマート農業の導入を検討する。
- ⑧援農ボランティアの導入の検討、農福連携の活用等による労働力の補填を図る。
- ⑨農業者の集団化による取組を検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域(予定)

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	58.86 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	58.86 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

- ①農業振興地域内の農用地区域を基本のエリアとする。
 ②農用地以外の農地については、農地を巡る周辺地域の動向や、担い手の意向、ニーズ等を勘案し、適切に対応する。
 ③保全・管理等のエリアについては、地元で慎重な協議を積み重ね、今後必要な場合は適切に設定する。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

- (1)農用地の集積、集約化の方針
 農地中間管理機構を活用して、認定農業者等の主要な担い手への農地集積・集約化を図るとともに、入作を希望する市内外の認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進させる。
- (2)農地中間管理機構の活用方針
 農地中間管理機構への農地の貸し付けを推進するとともに、担い手の経営意向を考慮し、段階的に集約化を進める。
- (3)基盤整備事業への取組方針
 基盤整備については地元や地権者の同意が必要となることから、整備の必要性や優先度については、地域により地元自治会等と調整を行い、地域としての要望をまとめ、段階的に取り組んでいく。
- (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
 ①半農半X等の小規模での農作業を希望する者が農業参入しやすくなるように、就農制度の見直しや地域による受入の環境づくりに向けた取組を検討する。
 ②定年帰農者が退職後スムーズに営農を行うことができるよう、営農技術習得(向上)に向けた取組を検討する。
- (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
 ①農業者の高齢化による労働力の減退や、農業を担う者の農地の規模拡大に向けた労働力を確保するため、援農ボランティア制度の導入を市、JA等の関係機関により検討する。
 ②県の農福連携マッチング等支援事業の活用による、福祉事業所への作業委託を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ②有機農業は、新規就農者の受入等により段階的に取り組んでいく。
 ③県補助金等の活用によるスマート農業の段階的な導入を検討する。
 ⑤「フルーツの里」として、当該地域では梨、ブドウ、柿の栽培が盛んであるため、今後も継続した栽培と販売促進を図る。
 ⑧使われていない農業用施設等の情報を集約化し、地域の担い手等との利用のマッチングを推進する。
 ⑨飼料作物の導入を検討する。